

さ情審査答申第190号
令和2年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年3月27日付けで貴職から受けた、「行財政改革推進部が行政情報開示請求に伴い特定株式会社に意見を聞いたことがわかる行政情報 平成28年度」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年11月28日付け都行第1575号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在は違法かつ不当

平成23年5月18日付け総務部長（通知）「適切な文書事務の遂行について」に基づき当該文書が作成されていると思料します。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件処分に係る開示請求の前に、審査請求人より平成28年10月27日付けで「職員の働き方見直し業務委託に関する行政情報」という行政情

報開示請求（以下「前の開示請求」という。）があり、一部開示決定を行った。

- 2 前の開示請求に関して開示を実施した際、特定した情報のうち、特定株式会社が、職員の働き方見直し業務公募型プロポーザルにおいて提出した企画提案書等について、当該事業者にも文書で意見聴取をしたのか問われ、電話で意見聴取したことから文書が無い旨回答した。
- 3 その後、平成28年11月17日付けで、審査請求人より本件開示請求書が提出されたが、前の開示請求に伴い、特定株式会社には電話で意見を聞いており、文書による意見聴取は実施していないため、文書不存在として不開示決定を行ったものである。
- 4 審査請求人は、「平成23年5月18日付け総務部長通知「適正な文書事務の執行について」に基づき当該文書が作成されていると思料します」と主張をしているが、条例第16条第1項に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与はあくまでも任意規定となっていることから、特定株式会社に対する意見聴取は書面によらず、簡易な方法として口頭により聴取したものである。したがって、実施機関では意見照会に関する文書は作成しておらず、同社からの意見書を受領していないため存在しない。また、電話で聴取した内容を事後にメモ等の書面に残していない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年11月17日に開示請求を行った「行財政改革推進部が行政情報開示請求に伴い特定株式会社に意見を聞いたことがわかる行政情報 平成28年度」である。

実施機関が本件開示請求に対し、文書は存在しないため開示しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、意見聴取は平成23年5月18日付け総務部長通知に基づき当該文書が作成されていると思料するとの主張から該当する文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関によれば、前の開示請求に関して開示を実施した際に、審査請求人より、特定株式会社が作成した文書を開示するに当たって、当該特定株式会社に文書で意見聴取したのかを問われ、口頭により意見を聴取したと説明したとのことである。

当該意見聴取について、実施機関が、開示、不開示を判断した内容について念のため電話で確認したにすぎず、書面に残していないと説明していることについて不自然な点は認められず、条例第16条第1項を持ち出すまでも

なく、また、他に本件対象行政情報を作成、取得した事実を窺わせる具体的な事情も確認できないことから、不存在と認めるのが相当である。

したがって、本件処分は妥当であると判断するものである。

本事案における実施機関の事務処理が前記の総務部長通知に照らし適当あるか否かについては、当審査会の審査権限の範囲外の事項である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 3月27日	諮問の受理（諮問第452号）
②	令和元年 12月19日	審議
③	令和2年 1月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 7月16日	審議
⑤	同 年 8月 6日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)